

平成28年第2回北海道議会定例会 一般質問（代表格）

年月日 平成28年6月24日（金）
 質問者 民進党・道民連合 笹田 浩 議員

質 問	答 弁
<p>一 知事の政治姿勢について</p> <p>（一）東京都知事の辞任について</p> <p>東京都の舛添知事が自身の政治資金の私的流用問題などの責任を取って辞職しました。家族でホテルの宿泊費を会議費名目で収支報告したり、虚偽の領収証を作成させていたり、また公用車を私的目的で利用していたりと、公私混同甚だしく、都民の税金を預かり都政を執行する知事として全く常識を欠如していたものと指摘せざるを得ません。</p> <p>今回の都知事の政治資金私的流用問題と辞任について、同じ知事としてどう認識しているのかを伺います。</p> <p>（二）消費増税の再延期について</p> <p>1 今後の社会保障政策について</p> <p>消費税の再延期に関し伺ってまいります。</p> <p>国、地方とも膨大な借金を抱え込み中で、社会保障施策の実施に対応するために社会保障・税の一体改革を三党合意し消費増税を決めました。ところが安倍総理は、サミットという国際舞台を使って他の首脳からは同意を得られなかった経済認識を理由として再延期を決めました。</p> <p>消費税については、様々な立場があります。しかし、社会保障の充実を待たないとの認識、これは知事も共有するところと思いますが、今後における社会保障施策の維持・充実の観点に即して、今回の再延期方針への知事の認識を伺います。</p> <p>2 アベノミクスの評価について</p> <p>延期の理由は「国内経済は堅調だが、世界経済に不安が生じ出している」とされています。しかし、安倍政権の経済政策の失敗によって、わが国経済こそが世界経済に不安を与えることが心配されているのであります。</p> <p>例えば、実質賃金が5年連続で低下することで、国内消費も低迷しています。つまり、安倍政権は、消費税を引き上げる状況を作り出すことに失敗したのです。</p> <p>安倍総理は、会見で、「アベノミクスのエンジンを最大限吹かす」と述べましたが、今、必要なことは、経済政策の抜本的な転換ではないでしょうか。この3年6カ月、アベノミクスを進めてきた結果が今日の状況であり、アベノミクスを変えなければ持続的な経済成長はないと見るべきです。</p> <p>消費税の再見送りに至った経緯を踏まえて、知事のアベノミクスへの認識について伺います。</p> <p>3 本道経済の現状について</p> <p>知事は、地域経済の好転を図った上で消費税率の引き上げを行うよう国に対して要請してきたと述べています。それでは、2014年11月の消費増税延期から今日までの間に、本道経済はアベノミクスでどの程度活性化したのでしょうか。トリクルダウン理論と呼ばれる効果は北海道に現れているのでしょうか。アベノミクスの効果に即しての、本道経済の現状に関する知事の認識を伺います。</p> <p>併せて、その現状に対して、道として今後どのような対策を講じていこうとしているのかお伺いをいたします。</p>	<p>（知事）</p> <p>政治資金の問題などについてであります。この度の舛添氏の東京都知事の辞職については、ご本人が様々な観点から、決断されたものと受け止めております。</p> <p>私を含め政治家は、政治活動に関わる資金のあり方について透明性を確保することはもちろん、有権者から負託を受けた立場の者として、その信頼を損なうことのないよう行動していくことが何よりも大切であると考えているところであり、今後とも緊張感をもって道政を推進をして参る考えであります。</p> <p>（知事）</p> <p>次に、消費税率引き上げの延期についてであります。持続的な社会保障制度の確立と財政健全化の問題は、先送りでできない課題であり、これまででも、地域経済の好転を図った上で、消費税率の引き上げを行うことなどを、地方6団体とともに、国に対し要請してきたところであります。</p> <p>今般、政府においては、世界的な需要の低迷や経済成長の減速といった様々なリスクがある中、消費税率の引き上げにより、消費をはじめ景気への影響が生じることを避けるため、その延期を決定したものと受け止めております。</p> <p>国においては、消費税率の引き上げの延期によって、子育て支援、医療介護の充実、さらには、年金制度の改善などの社会保障施策や地方の財政運営に支障が生じないよう適切に対応することが重要であります。</p> <p>（知事）</p> <p>国の経済政策についてであります。政府においては、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生を最重要課題に位置づけ、様々な経済政策を展開してきたところであり、この間、各種指標を見ると、我が国の経済は、訪日外国人旅行者の急増などの要因も相まって、失業率や有効求人倍率といった雇用関連の指標が改善するなどの回復傾向にあるものと認識をいたします。</p> <p>こうした中、政府においては、消費税率の引き上げの延期を判断したところでありますが、地域や業種によっては、景気回復の状況に差がありますことから、私といたしましては、地域の実情を十分に踏まえて、引き続き、日本経済の再生、とりわけ地域経済の活性化に向けた施策に取り組むことが重要と考えます。</p> <p>（知事）</p> <p>本道経済の活性化についてであります。本道経済は、生産活動や企業倒産が一進一退で推移しておりますが、個人消費や住宅建設、来道客数などが堅調に推移しておりますほか、有効求人倍率の上昇が続くなど、全体としては、緩やかな回復基調にあると認識をいたします。</p> <p>一方、地域の中小企業の皆様方からは、人口減少による需要の減退やサービス業や建設業、運輸業における人手不足などから、景気回復の実感がないという声もあるところであります。</p>

質 問	答 弁
<p>4 道財政への影響について 消費税の増税が延期となれば、地方消費税分も先送りになります。さらには交付税にも影響が出ます。 知事は、消費増税の延期による税込減は294億円に上ると述べていますが、このような巨額の税込減が先送りにされることによる影響をどのように考えているのか、所見を伺います。</p> <p>5 道の社会保障施策への影響について 次に、消費税の再延期に関し、伺って参ります。 国・地方とも膨大な借金を抱え込む中で、社会保障施策の実施に対応するために、社会保障・税の一体改革を三党合意し、消費増税を決めました。 ところが安倍総理は、サミットという国際舞台を使って、他の首脳からは同意を得られなかった経済認識を理由として、再延期を決めました。 消費税については様々な立場があります。しかし、社会保障の充実を待たなしとの認識、これは、知事も共有するところと思いますが、今後における社会保障施策の維持・充実の観点に即して、今回の再延期方針への知事の認識を伺います。</p> <p>(三)「北海道・札幌冬季オリンピック・パラリンピック」について 知事は、今月行った秋元札幌市長との行政懇談会において、招致を目指す2026年冬季オリンピック・パラリンピックの名称を「北海道・札幌冬季オリンピック・パラリンピック」として、開催概要計画を道と札幌市の共同で策定することを決めたと承知しています。 これにより、道が本格的に関与することになり、北海道全体として取り組むことをアピールできますが、そもそも北海道を都市とみなせるのか、どうかなど、クリアされなければならないハードルは高いと思われます。また、道の責務、財政負担も大きくなることが考えられます。 知事として、この「北海道・札幌冬季オリンピック・パラリンピック」について、どのような考えで取り組み、招致を実現しようとするのか、今後、どのように札幌市との共同計画を策定していく考えなのか、札幌市との連携形態や、国やJOCへの対応を併せて伺います。</p> <p>(四) 給付型奨学金について 給付型奨学金については、わが会派もひたすらに求めている</p>	<p>このため、道といたしましては、こうした地域の声をきめ細やかに把握をし、地域の経済と雇用を支える小規模企業の振興はもとより、道外からの投資の促進や人材の誘致、さらには、健康長寿や環境・エネルギーといった新たな成長分野への挑戦などの促進に加え、地域産業力の底上げや海外需要の獲得を図り、力強い本道経済の実現に向けた取組を加速してまいりたいと考えています。</p> <p>(知事) 消費増税の再延期による道財政への影響についてではありますが、増税が延期されることに伴い、平成29年度以降に見込まれていた、地方の税財源の増収が得られないこととなることとありますが、現時点で、社会保障施策等の動向が明らかでないため、道財政への具体的な影響を見込むことは困難となることとあります。 一方で、国は、地方の一般財源総額については、30年度まで、27年度の水準を実質的に確保することとしており、私といたしましては、今後の国の動向を注視するとともに、知事会とも連携し、適切な財源措置を求めるなど、道の財政運営に支障が生じることがないように、取り組んでまいります。</p> <p>(知事) 社会保障などへの影響についてではありますが 少子・高齢化が急速に進む中、国においては、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、消費税により、安定的に財源を確保しながら、段階的に制度の充実を図ってきていることとあります。 この度、消費税率引上げの延期によって、年金や介護保険制度など社会保障制度のさらなる充実をはじめ、道が重点戦略として推進している子育て支援や医療・介護基盤整備などへの財政措置に支障が生じないように、国において、適切に対応される必要があると考えます。 こうした社会保障制度への対応は、国の新年度予算編成過程の中で検討を行うとされておりますことから、道としては、今後の動向を見極めるとともに、全国知事会とも連携しながら、国に対して必要な要請や提言を行うなどして、道の保健医療福祉施策が着実に推進できるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>(知事) 冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてではありますが、これまで、札幌市において、開催概要計画案の策定が進められてきましたが、本年秋の、国やJOCへの提出に向けて個々の競技会場や施設整備費などについてさらなる精査が必要となってきたこととあります。 このため、先の道と札幌市の行政懇談会において、政策・財政担当者も含めた双方によるプロジェクトチームを設置するとともに、大会の名称を「北海道・札幌冬季オリンピック・パラリンピック」としたいとの提案があり、共同で計画づくりに取り組むこととなったこととあります。 今後、プロジェクトチームにおいて、過去の各施設の整備主体やスポーツの成長産業化に向けた国の動きなどを踏まえながら、計画内容について両者で精査を行い、招致の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(知事) 給付型奨学金についてではありますが、国においては、「経</p>

質 問	答 弁
<p>るものですが、道の動きはいまだ鈍いと言わざるを得ません。国の対応も二転三転してきましたが、ここに来て、安倍政権は、今年度の骨太方針で、「本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る」と、一転した方針を打ち出しています。</p> <p>このような状況に対応するのであれば、道として国の対応を待つだけではなく、積極的・主体的に給付型奨学金の制度化に向け行動すべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>二 行財政運営について</p> <p>(一) 道の財政運営手法について</p> <p>道の今年度当初予算は、10年振りに赤字予算を回避しました。赤字予算編成下での道の財政運営は、赤字穴埋めのため予算成立後に、各部局に予算の執行を留保させ、年間の辻褃合わせをするという手法でした。</p> <p>しかし、道は赤字予算を回避しながら、今年度も予算の執行保留を行っています。</p> <p>当初予算段階で精査すれば良いのであって、後出しで執行保留をする手法には、極めて問題があります。</p> <p>赤字予算を回避した今年度において、なぜ予算の執行保留が必要なのか、また、そもそも当初予算段階での積算が適切に行われているのかを含め、知事の所見を伺います。</p> <p>(二) 企業版ふるさと納税について</p> <p>ニトリが夕張市に4年間で5億円の寄附を行うことが大きな話題となっていますが、国は企業版のふるさと納税を拡充していく方向だとされています。</p> <p>企業からの寄附は地方創生施策に充てることとされているために、道の施策を磨き上げていくことはもとよりですが、依然として厳しい財政状況にある道においては、この制度にどう対処しようとするのか、知事の所見を伺います。</p> <p>(三) 地方創生推進について</p> <p>1 交付金の採択について</p> <p>次に、地方創生事業について伺います。</p> <p>国の地方創生交付金の採択は、外部有識者による審査を経ることとされ、昨年11月に決定された地方創生交付金の上乘せ交付分と同様の扱いであります。</p> <p>昨年度、道は10事業で7億5千万円を申請しましたが、採択されたのは4事業、交付額は2億5千万円と半分にも満たない結果でした。つまり道が出した事業は有識者のメガネにならず、政策メニューにも合致しなかったということになります。</p> <p>今年度は、いかに外部有識者の審査をクリアするのが問われています。昨年度の経過と反省を踏まえたうえでの、完全採択に向けた道の取組みと国に対する働きかけについて知</p>	<p>済財政運営と改革の基本方針2016」や「ニッポン一億総活躍プラン」において、給付型奨学金について、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図ることを掲げ、現在、同世代内での公平性、給付のあり方や財源などを踏まえ、制度の設計に向けて、検討を始めているものと承知をいたしております。</p> <p>道といたしましては、こうした動きを注視するとともに、本年度創設に向けて取り組んでいる、仮称ではありますが、北海道未来人財応援基金において、大学進学や海外での学び、文化・芸術・スポーツ分野での活躍を志しながらも、経済的理由が制約となっている方々を支援する仕組みづくりについて、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>(総務部長)</p> <p>行財政運営のうち道の財政運営についてであります。平成28年度予算の編成にあたりましては、厳しい財政状況のもと、施策全般にわたり、その必要性や優先度などを十分検討し、必要な経費を見込むとともに、歳入の確保にも最大限努めたところでございます。</p> <p>しかしながら、29年度以降におきましても、多額の収支不足が見込まれることや減債基金への積立留保額が多額に上ること、また、財政調整基金がほぼ枯渇した状態にあり、その積立につきましては、執行残の活用を行う必要があるなど、引き続き、厳しい財政状況にございます。</p> <p>このため、今年度予算の執行にあたりましても、事業効果に配慮した事務経費や維持管理経費の執行保留を含め、予算の効果的・効率的な執行や徹底した経費の節減に取り組むこととしたところでございます。</p> <p>(知事)</p> <p>企業版ふるさと納税についてであります。この制度は、地方創生に資する財政支援策の一つとして位置付けられており、企業からの寄附金は、様々な事業の財源として期待できることから、道では、現在、本道にゆかりの深い企業などに対して、制度の周知に努めるとともに、意向把握を行い、活用に向けた準備を進めているところであります。</p> <p>今後は、対象となる事業の趣旨を企業が理解し、賛同していただけるよう、魅力ある取組の検討を進めるとともに、首都圏等において企業関係者が集まる様々な機会などを捉え、制度の内容や対象事業などの積極的なPRに努めながら、効果的な事業展開を通じて、地域創生の加速に役立ててまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に地方創生に係る交付金対象事業についてですが、昨年度の上乗せ交付金については、道及び市町村からも申請し、併せて国に対し説明等を行っており、本道全体分では、68事業、約13億円、全国シェアにして約6%が措置されたところであります。</p> <p>今年度、道では、外部有識者による審査が行われる先駆タイプを含む『北海道DMOを核としたインバウンド受入環境づくり』や『東京発「北海道暮らし」の魅力創造・発信』などの事業を申請しており、事業の構築に当たっては、先駆性の要件などに十分留意し、内容の一層の充実を図るとともに、国に事前の趣旨説明を行うなど、事業の目的や内容について理解いただくよう努めてきたところであり、今後とも、事業</p>

質 問	答 弁
<p>事の考えをお伺いします。</p> <p>2 事業実施について</p> <p>今年度の交付金事業は当初予算、2定補正予算合わせて約8億6千万円計上されています。そのうちの4億3千万円を国からの交付金として見込んでいるわけですが、国の事業費確定は9月予定と承知します。</p> <p>これでは、道でも市町村でも人口減少、地域創生という急がれている課題への対応が半年も足止めされ、年度後半での実施期間となれば事業効果も半減しかねません。</p> <p>速やかに事業に着手できるように、道として国に弾力的な対応と実効ある支援策を要請すべきですが、どう対応するのか伺います。</p> <p>3 来年度の交付金について</p> <p>今年度、国の交付金の予算額は1,000億円です。それに昨年度の補正予算1,000億を加えれば、26年度の補正予算1,700億円を超える規模とはなっています。しかし、今後の地方創生事業を展開にあたって、この予算の確保は欠かせません。</p> <p>年度途中の見込みにくい補正予算を積み上げるのではなく、当初予算において必要額を確保すべきと考えますが知事の所見を伺います。</p> <p>(四) 道内市町村の行財政運営について</p> <p>1 夕張市の再生方策について</p> <p>夕張市は、平成19年3月に財政再建団体となり、今年が10年目の節目の年となります。市は、今後の再建のあり方を検討するため、昨年10月に、「再生方策に関する検討委員会」を設置し、様々な議論を重ね、本年3月に報告書がまとめられたところであります。</p> <p>この報告書では、住民負担の解消もさることながら、定住・移住の促進など地域の未来に希望の灯をともし政策展開への期待が大きいとされています。</p> <p>また、10年の節目を契機とし、財政再生計画についても、従来以上に地域再生の側面を重視した見直しが必要としています。</p> <p>具体的には、子育て支援サービスの充実など、財政再建だけを優先するのではないことを住民が実感できるようにすべき等の提言が盛り込まれています。</p> <p>この報告書を踏まえ、夕張市長も、財政再建と地域再生の両立が図られるよう抜本的に現計画を見直すと考えています。</p> <p>知事は、昨年4月第4回定例会で、夕張市への支援に関し、財政面での支援や職員派遣などの人的支援とともに、コンパクトシティ構想の策定というまちづくりへの支援を行うと答弁をしていますが、まちづくりを含めた夕張市の再生に向け、</p>	<p>の採択に向け、丁寧な説明に努めるなど必要な対応を進めてまいります。</p> <p>(総合政策部長)</p> <p>行財政運営に関し、地方創生に関する交付金事業の実施についてでございますが、今年度の交付金につきましては、採択の決定が9月になる見込みでありますことから、国では、事業の目的達成などに支障が生ずるものについて、交付決定前の事前着手を認めるなどの配慮がなされているところでございます。</p> <p>このため、道では、こうした要件に合致する事業に関しましては、事前の執行について、国に申請しているところであり、他の事業に関しましては、交付決定後、速やかに事業実施ができるよう、事前の準備を進めているところでございます。</p> <p>また、先般、全国知事会におきまして、交付決定前着手を含む交付金の運用改善を求める緊急要請を国に対して行ったところであり、来年度以降につきましても、国費予算要望などを通じ、事業の円滑な執行や効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、交付決定の迅速化などについて、引き続き要望してまいります。</p> <p>(総合政策部長)</p> <p>次に、来年度の交付金についてでございますが、平成26、27年度の地方創生事業の交付金につきましては、補正予算によって措置されたものでありますが、国においては、安定した事業執行に関する全国の自治体からの要望を受け、本年4月に地域再生法を改正し、法律に基づく補助と位置づけたところでございます。</p> <p>こうした改正によって、5年以内での継続的な事業展開が可能となったことに加え、今年度は当初予算で措置されており、来年度以降も同様の取扱いとなるものと考えているところでございますが、今後とも、知事会などとも連携して必要な予算額の確保について国へ強く働きかけてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>夕張市の再生方策についてでございますが、夕張市は、約10年間にわたって、職員の削減や限られた財源などの厳しい環境のもと、再建に向けた取組を着実に進めてきたところであります。道といたしましては、一日も早い夕張市の再建と地域の再生に向けて、職員の派遣や財政面での支援に努め、必要な施策の実施を支援してきたところであります。</p> <p>現在、夕張市においては、検討委員会からの提言を受け、財政再生計画の見直しに向けて、コンパクトシティの推進など、今後進める事業の選定や、執行体制の整備などについて、検討を行っているところであり、道といたしましては、こうした地域再生の取組と財政再建の両立が図られるよう、引き続き、国とも密接に連携しながら、今後、開催される三者協議の場などを通じて、具体的な協議を行ってまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>道として、この報告書をどのように評価し今後どのような支援を行っていかうと考えているのか、構想の策定支援の効果も含め伺います。</p> <p>2 地方財政制度の見直しについて</p> <p>今年度の「骨太方針」では、地方財政の制度改革の一つとして、いわゆるトップランナー方式の導入がうたわれましたが、このことに対し道内市町村から懸念の声があがっています。</p> <p>この方式は、地方における民間委託や指定管理者制度など取組状況が地方交付税の算定に反映されるものですが、そもそも民間委託等が困難な地域もあり、全国一律のコスト比較では、多くの道内市町村がそうであるように、人口減少に苦しむ自治体の交付税削減につながっていくおそれがあるためであります。</p> <p>国は、地方への影響を考慮しながら今年度から段階的に導入をすらしつつ、人口規模の少ないなど、地域の実情を踏まえるとしていますが、道としても、交付税の算定が地域の実情に応じた丁寧なものとなるよう、積極的に国に訴えていく必要があると考えます。知事の所見を伺います。</p> <p>三 エネルギー政策について</p> <p>(一) 原発について</p> <p>安倍政権は、原子力規制委員会の審査合格を盾にして、国内原発の再稼働を進めています。これは新たな「安全神話」を作っているものであります。福島の実情を踏まえるのであれば、再稼働は、「原子力規制委員会の厳格な安全基準に基づく安全対策の徹底」、「責任と実効性ある避難計画の策定と訓練の実施」、「関係自治体・住民の理解と合意」、この三条件を最低限の条件とすべきであり、こうした条件が整わない限り、再稼働すべきではないと考えますが知事の所見を伺います。</p> <p>(二) 大間原発について</p> <p>4月に発生した熊本地震では、震度7の地震が極めて短時間に連続して発生することで建設物等の被害が増大しました。また、この16日には函館市川汲地区で局地的に震度6弱を観測し、対岸の大間でも震度4を観測するなど、過去に知見のないような地震が相次いで発生しています。お亡くなりになられた方、被災された方にお悔やみ、お見舞いを申し上げます。さて、道民・住民の反発を押し切って建設されている電源開発大間原発から、今回のような災害時に道に状況は報告されているのか、道として今後どのようにこの対応をしていくのか併せて伺います。</p> <p>四 防災対策について</p> <p>次に、防災対策に関し、公共施設の耐震化について伺います。</p> <p>東日本大震災から5年が経過しました。わが国はいつでもどこでも大地震が起きる可能性があり、今も申し述べました</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、地方交付税制度についてであります。国においては、本年度から歳出の効率化に向けて、モデルとなる取組をいわゆる「トップランナー方式」と位置づけ交付税算定の要素として取り入れることとしているところであり、法律等により国が基準を定めている業務や、地域振興や産業振興などの政策的業務を除き、多くの市町村で民間委託に取り組んでいるゴミ収集や庁舎管理などの業務を対象として、小規模市町村の地域の実情などの業務を対象として、小規模市町村の地域の実情を踏まえ、複数年かけて段階的に反映するとしているところであります。</p> <p>こうした制度の導入により、市町村の交付税額に影響が生じることも考えられますことから、道といたしましては、地方交付税の持つ性格を踏まえた公平かつ的確な算定や総額確保について、引き続き、国に対して強く働きかけるなどして、財政力の脆弱な市町村が多い道内自治体の行財政運営に支障が生じないように取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>原発の再稼働についてであります。原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、規制委員会において、福島原発事故の教訓など最新の知見を反映した厳格な基準に基づく審査が行われているところであります。</p> <p>泊発電所については、規制委員会における厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはありませんが、私といたしましては、泊発電所に関し具体的な内容が示された場合には、道議会のご議論などを踏まえながら、適切に対応していかなければならないと考えております。</p> <p>一方、泊発電所の原子力防災対策については、国や関係自治体、事業者が原子力災害時の初動対応等を規定する「緊急時対応」をこの秋を目途に、道も参画して取りまとめるとともに、本年度の原子力総合防災訓練については、国と合同で実施することとしているところであり、引き続き、より実効性のある防災体制の構築に努めてまいります。</p> <p>(危機管理監)</p> <p>大間原発の対応についてであります。大間原発は、完成した施設ではなく、核燃料も搬入されていないことから、事業者から、施設の異常事象に関し、通報連絡等を規定する、いわゆる安全協定も青森県も含め関係自治体と事業者との間で締結されていないところであり、事業者から道に対し、報告する仕組みにはなっていないところでございます。</p> <p>いずれにしても、道としては、大間原発はエネルギー政策上の必要性や安全性について、一度立ち止まって検討すべきと考えており、より慎重な対応がなされるよう、国や事業者に対し、引き続き、働きかけを行ってまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>防災対策に関し、公共施設の耐震化についてであります。市町村の庁舎など、災害発生時の拠点となる公共施設は、早期復旧や被災者支援といった役割を果たすものであり、施設の耐震化を確保することは、極めて重要な課題であります。</p>

質 問	答 弁
<p>ように熊本地震、道南での震度6弱の地震にもみまわられています。</p> <p>ところで、公共施設等は、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められる施設であります。こうした施設が地震により災害を受けた場合、大きな犠牲者を生じさせ、災害応急対策等の実施に支障をきたし、その結果として防ぐことのできた被災の発生や拡大を招く恐れがあるわけであります。</p> <p>そこで、公共施設等の耐震化が順次進められてきていますが、道内での防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況は、昨年3月末時点で、全体で78.6%と全国の都道府県で2番目に低く、特に庁舎に至っては57.5%とこれも全国ワースト2位であり、東京の90.2%に比べ、著しく低いレベルであります。</p> <p>災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が非常に重要であります。熊本地震では市役所、町役場などが相次ぎ使用中止に追い込まれました。そういう実例もあります。今後どのように耐震化支援をしていくのか、所見を伺います。</p> <p>五 一次産業振興策について</p> <p>(一) 北海道農業の将来について</p> <p>1 農業の経営について</p> <p>国は、企業の進出・参入によって農業を強くするとしているが、家族経営による農業が日本を支えてきた。道は先般策定公表した「第5期北海道農業・農村振興推進計画」で、北海道の太宗を占める家族経営の農業の体質強化に向けて支援をすることとしているが、企業型農業中心の支援体制になっていかないかが心配だ。様々な形態が混在する北海道で家族経営を中心として農業をどう守って意いこうするのか知事に伺う。</p> <p>2 企業の農業参入について</p> <p>農地の取得に対しても同様で、本年4月から改正農地法が施行され、企業の農業参入が容易になりました。この改正を受け、道内の企業参入の状況はどのようになっているのか伺います。</p> <p>3 農協法改正について</p> <p>昨年8月に改正された農協法もこの4月から本格施行されました。大きな議論となった、准組合員の利用規制については今後5年間の利用状況調査を行った上で結論を得るとされたところです。一方では規制の強化をし、その一方では自由度を高めるとしながら、市場の原理を取り入れていこうとし</p>	<p>道内市町村における防災拠点となる庁舎などの耐震化率は、全国平均と比べても低い状況にあります。</p> <p>こうした中、熊本地震においては、庁舎が被災して災害対応に支障をきたした自治体もあったところであり、道内においても、このことを教訓に、より高い危機意識を共有する必要があると考えるところであります。</p> <p>このため、道といたしましては、庁舎等の耐震化が進むよう、全国知事会とも連携をし、国に対して、時限的に措置されている「緊急防災・減災事業債」制度の延長や拡充等を要望するとともに、それぞれの市町村を個別に訪問をし、個々の事情の把握や各種制度の説明を行うなどして、耐震化の取組が加速されるよう強く働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>一次産業に関し、本道農業の振興についてであります。家族経営は、地域農業の中心的な担い手であり、コントラクターなど営農支援組織も活用しながら、収益性の高い経営を営むことを基本に、法人経営なども含め、多様な担い手が地域を支えていくことが重要であります。</p> <p>このような観点から、道では、家族経営を主体とする本道農業が将来にわたって着実に発展していけるよう、本年3月に策定をした、新たな「農業・農村振興推進計画」に基づき、経営感覚に優れた担い手の育成確保をはじめ、女性や高齢者が加工販売などに活躍できる環境づくり、営農支援システムの整備促進、農地の大区画化や排水改良などの基盤整備、さらには、ICTなど新技術の導入といった施策を総合的に推進をしております。</p> <p>(農政部長)</p> <p>一次産業の振興に関しまして、最初に企業の農業参入についてでございますが、道内で、民間企業がリース方式や農地所有適格法人の設立・出資等により農業に参入した件数は、平成23年から27年までの5年間で176件となっております。</p> <p>本年4月の改正農地法の施行によりまして、民間企業と地域との連携に向けた、双方の動きが活発化することが見込まれることから、道では、農政部内に「企業連携・農業法人化サポートデスク」を開設いたしまして、地域や企業が抱える課題にきめ細かく対応しながら、相互理解のもとでのマッチングを進めているところであり、5月末現在の相談件数は56件となっております。</p> <p>(農政部長)</p> <p>農協活動への参画についてでございますが、本年4月から施行されました改正農協法に基づき、国は今後5年間、農協の准組合員による金融や購買の利用量などを調査した上で、今後の規制のあり方について結論を得るとしている中、J Aグループ北海道では、昨年のJ A大会において、「食と農でつ</p>

質 問	答 弁
<p>ているのは明白であります。本道の各地域においても、人口減少で住民の支え合いが必要な今こそ、准組合員を「応援団」という位置づけを超えて、一歩進んで組合員として参画してもらい、農協が地域の主体として活動してもらわなければならないと考えますが、知事の認識を伺います。</p> <p>4 TPPについて</p> <p>TPPについてだが、重要5品目についても、3割の関税が撤廃されたことが明らかになりました。また、知事は国の総合的なTPP関連対策大綱に基づいて大綱に掲げられた内容については、継続的に予算が確保されるものと答弁してまいりましたが、今年度の事業を見ても、北海道が求めた畜産クラスター事業など予算確保が難しい状況であります。対策が不十分であっても、知事はTPPから北海道農業が守られると考えているのでしょうか伺います。</p> <p>5 北海道農業の将来への認識について</p> <p>先日、道議会として意見書を採択した生乳の指定生産者団体制度の機能の見直し検討もそうだが、国では北海道農業への大きなダメージを与えることばかりが検討されているようであります。</p> <p>北海道農業の将来について、改めて知事の認識を伺う。</p> <p>(二) 米対策について</p> <p>1 アンケート調査について</p> <p>NPO法人北海道地域政策調査会が今年2月から3月にかけて道内のコメ主産地の上川、空知両管内の稲作農家を対象に行ったアンケート調査によると、TPPが批准・発効された場合のコメ価格について、「政府の試算どおり、生産量・価格ともに影響はない」と答えた農業者はわずか2%に過ぎず、「生産量への影響はないが、価格への影響はある」、価格下落圧力として働く」と答えた農業者は実に77%にも上りました。</p> <p>「万全な対策で生産量・価格ともに影響はない」とする国や道の説明は、コメ農家からまったく信用されておらず、将来の農業経営への不安をさらに増しているとの結果であります。</p> <p>道は、農家に対し、一方的に説明をするのみで実態を調査していませんが、このアンケートへの認識を伺うとともに、</p>	<p>ながらサポーター550万人づくり」を掲げ、准組合員を含め、道民の皆様が農協の事業利用や組織活動に関わりを持って、共に行動する仲間となるよう、全道運動として取り組んでいくところでございます。</p> <p>本道におきまして農協は、農産物の安定生産はもとより、金融や生活店舗、ガソリンスタンドの運営など、農村地域に暮らす方々の生活を支える重要な役割を果たしておりますことから、道といたしましては、JAグループ北海道が自ら行う運動により、農協と地域住民の方々との結びつきが強化され、今後とも農業や農村地域の活性化に一層寄与されるよう関係者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>TPP対策についてであります。道では、TPPの大筋合意を受け、本道農業が将来にわたり再生産可能となるよう、国に対し、対策の法制化や財源の安定確保などについて要請を行った結果、政府の政策大綱に概ね盛り込まれたところであり、現在、大綱に基づき措置された体質強化対策などを有効に活用しつつ、生産力と競争力の強化に向けた取組を進めているところであります。</p> <p>このような中、地域からは多くの要望が寄せられており、継続的な予算確保が欠かせないほか、TPPの影響は相当な長期に及ぶものと考えられますことから、道といたしましては、道内への影響を継続的に把握するとともに、中長期的な対策予算の十分な確保を、引き続き、国に強く求めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>本道農業の将来についてであります。北海道の農業・農村は、稲作や畑作、酪農・畜産など、地域の特色を活かした多様な経営が展開され、安全・安心で良質な食料を安定的に供給するとともに、地域と経済を支える重要な役割を担っており、今後とも、本道農業・農村が持続的に発展をし、将来に引き継がれていくことが何より重要であります。</p> <p>このため、生産基盤の整備やスマート農業を推進するとともに、チャレンジ精神旺盛な多様な担い手の育成・確保、さらには、6次産業化や輸出の拡大などに積極的に取り組むこととしており、私といたしましては、こうした取組などを通じ、本道農業の潜在力を遺憾なく発揮できる環境づくりを進め、活力に満ち、心豊かに暮らしていくことのできる農業・農村の実現に力を尽くしてまいります。</p> <p>(農政部長)</p> <p>TPPのアンケート調査についてであります。この調査は、NPO法人北海道地域政策調査会が上川・空知管内の1,000戸の稲作農家を対象に行ったもので、TPPのコメへの影響について、「生産量・価格ともに影響はない」との回答が2%、「生産量への影響はないが、価格への影響はある」が77%と、TPPに関し、多くの方々から不安や懸念を感じているという結果になったものと承知しております。</p> <p>道では、本年2月、TPPによる新たな輸入米に相当する国産米については、国が確実に市場から隔離することで、国産米の需給や価格に与える影響は遮断されるとしていることを踏まえ、北海道米の価格に影響は及ばない」と試算したところでございますが、今後とも道内への影響について、継続的に把握・分析するとともに、経営体質の強化や必要な情報提供に努めるなど、生産現場での不安や懸念が払拭</p>

質 問	答 弁
<p>道としても調査をすべきと考えますが、所見を伺います。</p> <p>2 米価下落対策について</p> <p>民主党政権時に実施した戸別所得補償によって、稲作農業の再生産に必要な米価水準が底支えされたことから、多くの農業者がこの制度を支持しました。しかし自民政権によって戸別所得補償制度が廃止され、新たに実施された直接支払交付金も減額されたことで「コスト割れ」が発生し、米価は下落をしています。</p> <p>このアンケートでは、圧倒的多数が戸別補償・不足分支払い、生産調整、備蓄運営など、新たな政策要求を求めています。道として、道内の農業者の思いをどのように受け止め、政府にどのように政策要求をしていくのか、あわせて道の今後のコメ政策の取り組みについてお伺いいたします。</p> <p>(三) ホタテ漁業について</p> <p>次に、水産振興についてです。</p> <p>道が進める道産食品輸出1千億円を達成するための計画の主力は水産品であり、中でもホタテは大きなウェイトを占めています。しかし、その先行きに暗雲がたちこめています。昨年の全道のホタテ漁業生産は36万8千トンに減少し、今年から数年間は、さらに大幅な減産となる見通しだからであります。その原因は平成26年冬期間のオホーツクでの時化の影響と噴火湾で発生している斃死や脱落、稚貝の変形などが重なったものであります。</p> <p>一見、海には特別な変化は見られないとしても、こうした状況が数年続けば大きな影響がでることになる訳であります。道の輸出拡大戦略の目標を達成するには、このホタテ貝の生産回復が不可欠であります。道としてどう取り組むのかを伺います。</p> <p>(四) 木材産業の振興について</p> <p>次に木材産業対策について伺います。</p> <p>道では、これまで、国が平成21年度から措置している「森林整備加速化・林業再生基金」等を活用し、森林整備と道産木材の需要拡大に取り組み、森林資源の循環利用を進めてきました。今後は、さらにカラマツやトドマツなどの資源の充実が見込まれることから、今年3月に「北海道森林づくり条例」を改正し、「植えて、育てて、伐って使って、また植える」という森林資源の循環利用を一層推進していくと承知しています。</p> <p>森林資源を循環利用するには様々な事業を有効に活用し効率的に加工するとともに、道産木材の需要拡大を進めることが必要であります。こうした取り組みを進めるには地域によって木材資源の状況などが異なることから、地域の声を聞き取りながら、その地域に合わせたきめ細かな対策を講じることが重要ですが、今後どう取り組むのか知事の見解をお伺いいたします。</p>	<p>されるよう対応してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>水田農業の振興についてであります。道内の稲作農家の方々は、将来に対する不安を持たれており、米の需給や価格の安定を求めているものと受け止めております。</p> <p>こうした中、道においては、本年3月に「30年産以降の米政策改革に対応した取組工程表」を策定し、関係機関・団体による検討会議を設け、現在、この工程表に基づき、需給調整のあり方など、今後の対応方向について、鋭意、検討を進めているところであります。</p> <p>今後、検討結果を踏まえ、オール北海道で必要な施策を国に提案していくほか、道といたしましても、直播など低コスト・省力化技術の普及や高収益作物の作付の拡大を進めるなど、本道の水田農業の振興と稲作農家の経営安定が図られるよう、努めてまいります。</p> <p>(水産林務部長)</p> <p>一次産業振興策に関しまして、ホタテガイの生産回復についてでございますが、ホタテガイは、道産食品の輸出を牽引する重要な水産物であり、水揚げの減少は、生産者をはじめ、流通加工業をはじめ 地域経済にも大きな影響を及ぼしている状況にあります。</p> <p>このため、道では、低気圧により甚大な被害を受けたオホーツク海地域につきましては、低利の資金により、種苗放流などの取組に支援してきたところでありまして、今後、沖合に新たな漁場を整備する漁協に対しましては、道総研による被害発生メカニズムの研究結果などを活用し、災害に強い漁場づくりが進められるよう、支援してまいる考えであります。</p> <p>また、貝の成長不良や斃死により、大きな減産が見込まれる噴火湾地域につきましては、引き続き、海水温や生育状況などのモニタリング情報を養殖業者に迅速に提供し、適期の作業を促すとともに、適正な密度管理など養殖技術の指導を強化し、本道のホタテガイの生産回復と安定に取り組んでまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、木材産業の振興についてであります。本道では、今後、人工林材など利用可能な資源の増加が見込まれており、森林資源の循環利用の確立に向けて、道産木材の安定供給と需要拡大に向けた対策を強化するため、道では、国の事業などを活用し、合板などの木材加工施設の整備や、公共施設の木造化・木質化などの取組に支援してきているところであります。</p> <p>道といたしましては、こうした取組に加え、地域のニーズ、さらには、加工施設の規模や生産能力などに応じ、路網と高性能機械を組み合わせた効率的な間伐や生産性の向上を進め、道産木材の安定供給を図るとともに、建築材料として利用が期待されるCLTや木質バイオマスのエネルギー利用といった新たな需要の創出を図るなど、木材産業の振興対策を着実に進めてまいる考えであります。</p>

質 問	答 弁
<p>六 経済・雇用対策について</p> <p>(一) フード特区について</p> <p>いわゆる特区法は民主党政権時に成立しスタートしたものです。北海道は、国際競争力のある食産業の拠点をめざし、フード特区構想を策定し、国に申請し、全国枠での厳しい状況下ではありましたが、指定を受け、官民一体で、今日のよう状況をつくってまいりました。</p> <p>食と観光をキーワードとする本道にとって、この特区の活用は、将来の発展に欠かすことができません。</p> <p>しかし、フード特区は平成28年度を計画最終年度としており、29年度以降も継続するのであれば、国への申請の時期が近づいていると想定します。</p> <p>フード特区のこれまでの取り組みの成果や課題はどうだったのか、今後どうするのか知事の所見を伺います。</p> <p>(二) 働き方改革包括支援センターについて</p> <p>1 道内企業の就労環境への認識について</p> <p>補正予算には、企業の就労環境の改善に対する包括的な支援をワンストップで行う拠点を設置する「働き方改革包括支援センター整備事業」が盛り込まれています。</p> <p>しかし、道では、就業促進や職場定着に関する様々な事業を実施してきており、このような事業が唐突に提案されることに違和感があります。また、財源として国の地方創生推進交付金を活用するとされていますが、この交付金の活用は、当初予算で検討されたものであり、事業の予算化時期としても、疑問を感じざるを得ません。</p> <p>もとより企業の就労改善の施策は極めて重要なものですが、当初予算時点では存在しなかったこの事業がどのような環境変化により必要となったのか、就労環境の現状に対する認識について、当初予算時点との比較も含め伺います。</p> <p>2 施策の進め方について</p> <p>また、類似する施策との棲み分けをどのように図ろうとしているのかにも懸念が残ります。とりわけ企業相談の窓口は他の事業でもアドバイザーを設置するなどしており、重複していると言わざるを得ないものであります。</p> <p>効率的な事業実施に向けて、どのように施策を進めようとするのか、所見を伺います。</p> <p>(三) ブラック企業・ブラックアルバイト問題について</p> <p>雇用状況を見ると、いわゆる、「ブラック企業」や「ブラックバイト」の問題が依然として働く人々を苦しめています。</p> <p>問題の解決には、労働基準監督官をILOが提唱する基準まで増員することや労基法違反に対する罰則の強化、監督強化に向けた根拠規定の整備など、厳しい対応を進めていく必要があるのだと考えますが、道として、どう取り組んでいく</p>	<p>(知事)</p> <p>フード特区についてであります。フード特区の取組では、道や関係市、経済団体などが連携をし、総合特区制度に基づく優遇措置や規制緩和などを活用して、ヘルシーDの創設や農水産品の輸出施設の整備といった、道産食品の高付加価値化や海外需要の獲得に向けた取組が進展しているほか、道内において、世界に挑戦する機運の醸成が進んできているところであり、こうした動きを本道経済の活性化に着実に結びつけていくためには、企業や地域が一体となった取組を更に強化していくことが重要と認識をいたします。</p> <p>国では昨年、本制度を継続することとしたところであり、道といたしましては、企業と一次産業の連携の促進などによる食産業の競争力強化や、研究開発拠点機能を活かした産業集積の加速化など、フード特区の成果を更に発展させる今後の展開について、関係機関などと具体的な検討を進めてまいりる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、働き方改革についてであります。本道は全国に比べ、年間総労働時間が長く、有給休暇の取得率が低いなど、雇用状況が厳しいことから、若者や女性、非正規雇用労働者をはじめ、本道で働く全ての方々の労働環境や処遇の改善を促進することなどを目的に、昨年12月、国や道、札幌市や労使団体からなる「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」が設置され、地域が一体となって働き方改革などに取り組む共同宣言を採択したところであり、</p> <p>こうした道内の機運を捉え、今般、国において、地域の働き方改革に対する支援策が打ち出されたことから、道といたしましても、仮称ではありますが、「働き方改革包括支援センター」を設置することとし、厳しい雇用状況が続く中、これを契機として、関係者が一体となって働く方々の就業環境の改善に一層、取り組んでまいりる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、働き方改革に係る施策の進め方などについてであります。道ではこれまで、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得率の向上など、働く方々の就業環境の改善を図るため、北海道労働局と連携した普及啓発や経済団体への要請のほか、企業からの求めに応じて、就業規則の整備などを支援するため、社会保険労務士など専門家の派遣を行っているところであり、</p> <p>このたび設置を予定している、支援センターにおいては、これまで行ってきた労務管理面での助言や指導に加え、経営改善を含む総合的な改革プランを提案するなど、企業に対する包括的な支援体制を整えるとともに、新たに、人材不足が深刻な業界とも連携をし、改革のモデルプランを作成することにしており、働く方々の就業環境の改善に向け、効果的、効率的な事業執行に努めてまいりる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、若者の使い捨てが疑われる企業などへの対応についてであります。北海道労働局による立入調査において法令違反が多数確認されているほか、道の労働相談においても賃金や労働時間などに関する相談が増加しているなど、労働条件に関する問題が顕在化しているところであり、</p> <p>このため、道では、事業者向けのセミナーを開催するほか、道教委と連携して、働く若者向けのルールブックを道内すべ</p>

質 問	答 弁
<p>のか伺います。</p> <p>(四) 最低賃金の引き上げについて アベノミクスによって、雇用の現場では、非正規雇用がどんどん増え続け、全労働者の約4割になろうとしています。北海道の最低賃金は、現在、764円ですが、平成22年の「雇用戦略対話」における合意では、地域別最低賃金は800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指すとしてされています。さらに今月決定された「1億総活躍プラン」では、「年率3%をめどに引き上げ、全国平均で1,000円を目指す」とされています。</p> <p>中央最低賃金審議会での論議も始まりましたが、3%であれば北海道でも20円以上の引き上げ幅になるわけではありません。</p> <p>地域における消費活性化が、経済の好循環を生みます。格差を是正していく観点に即して、今年の最低賃金改定への知事の所見を伺います。</p> <p>(五) 公契約に関する条例の制定について いくつかの自治体で制定され、2014年7月には都道府県ではじめて奈良県で制定された公契約条例は、質の高い公共サービスを安定的に提供し、雇用の確保や労働者の地元定着、また企業の健全な発展が図られることを目指しています。これまで論議はあっても、現実に至っていない本道において、公契約条例の制定についての知事の所見を伺います。</p> <p>七 医療・福祉施策について (一) 市町村国保の都道府県単位化について 国民健康保険事業の運営が平成30年度以降に市町村単位から都道府県単位とされる予定であります。もともと国保は農林水産業や自営業等を中心として発足しましたが、現在では無職や非正規雇用などの低所得者層の加入が増え、国保全体では約3,500億円以上の赤字なのです。</p> <p>都道府県への移行化は、財政単位を広域化して基盤を強化し、また、保険料の地域格差を解消して公平性を確保しようとする目的ですが、受けられる医療サービスの水準に地域格差がある中で、ただちに道内の保険料を統一すると激変し、かえって不公平になりかねないという面もあります。</p> <p>国保事業の道移管に関して、保険料の負担増などが発生する場合には、どのような対策をどのような仕組みで検討しているのか、知事の所見を伺います。</p>	<p>ての高校・大学に作成・配布するとともに、出前授業を実施するなど、企業側、働く側の双方に対しワークルールの普及に努めてきているところであります。</p> <p>また、労働相談において、法令違反が疑われる事案については、労働基準監督署に通知することとしておりますほか、国に対する、指導監督機能の強化に向けた労働基準監督官の増員要望など、本道の将来を担う若者が希望を持って働き続けることができるよう国とも連携をしつつ、適切に対処してまいります。</p> <p>(知事) 次に、最低賃金についてであります。本道の最低賃金は、地方最低賃金審議会が、地域の経済状況や雇用動向、企業への影響などを総合的に勘案をし、平成22年の政労使合意の目標設定にも配慮した上で行う答申を踏まえ、国が決定しているところであり、生活の安定や雇用のセーフティネットとして重要な役割を果たす最低賃金の上昇は、非正規労働者の比率の高い本道において、多くの働く方々の生活向上に寄与するものと考えているところであります。</p> <p>一方で、最低賃金の大幅な引き上げは、道内の中小企業の経営基盤に少なからず影響を与えることも懸念されますことから、道としては、中小企業が賃金の支払い能力を高めることができるよう、企業への助成制度の拡充を国に要望するとともに、経営面や金融面での支援を行うことなどにより、最低賃金の着実な履行の確保に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(経済部長) 経済・雇用施策に関し、公契約条例についてでございますが、道といたしましては、賃金などの労働条件は、公契約においても、法定労働条件の範囲内で、個々の労使当事者間で自主的に取り決められるべきものと考えておりますが、労働契約の内容を直接条例で規制することにつきましては、国や他県等の動向を注視しているところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、適正な労働条件を確保することは、働く方々の生活の安定を図る上で大変重要でありますことから、引き続き、受注者に対し、適切な賃金の支払いや社会保険等への加入の徹底などについて、文書により要請するなどいたしまして、その水準の確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(保健福祉部長) 市町村国保の都道府県単位化についてでございますが、平成30年度から都道府県が国保財政運営に加わることに伴い、保険加入者に提供される医療サービスの費用は、国や道からの負担金等と、市町村ごとに、それぞれの医療費や所得を基準に算定される納付金とで賄うこととなります。</p> <p>市町村によりましては、この納付金の額が、これまでの保険料総額を上回ることも想定されますことから、新たな制度への移行にあたりましては、その影響をできる限り緩和する必要があると考えております。</p> <p>道といたしましては、納付金を算定する際に、その基準となる個々の市町村の医療費や所得を、どの程度反映させるかや、保険料負担が大幅に増える市町村に対する激変緩和などについて、今回条例提案いたしております北海道国民健康保険運営協議会や市町村のご意見を十分踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。</p>

質 問	答 弁
<p>(二) 少子化について</p> <p>厚生労働省が5月に発表した2015年の人口動態統計によれば、道内の合計特殊出生率は、1.29と前年比で0.02ポイント上昇しましたが、出生数そのものは残念ながら、9年連続の減少となっています。本道の合計特殊出生率は、東京、京都に次いで3番目に低い状況が固定化し、大変に厳しい状況にあります。</p> <p>周産期医療についての関係者の懸命の努力も、残念ながら実っているとは言えません。少子化の状況について、知事としての評価・分析と、今後の対策を伺います。</p> <p>(三) 保育施策について</p> <p>1 条例改正の認識について</p> <p>保育も大きな課題であります。待機児童解消や保育の質の向上のためには保育士不足の解決が急務であることは誰もが理解するところであり、待遇の大幅改善で、「質を確保」しながら「量も拡大」しての保育が実現されるべきであります。</p> <p>このたび、道は、保育所等の職員配置基準に関する省令の改正を受け、朝夕の時間帯などに無資格者の配置を可能とすることや、小学校教諭及び養護教諭の配置を可能とする条例の改正を提案いたしました。</p> <p>待機児童解消のための「特例」とされていますが、保育現場などからは、保育の質の低下や子どもの安全を懸念する意見が出ています。本道においても、昨年10月段階で17の市町村で待機児童が存在し、統計には表れにくい潜在的な待機児童はより深刻であります。事業者側からすれば保育士の確保が困難などの課題はあるわけですが、果たして今回の特例の対応は、問題解決のための最善の策なのか、今回の対応への知事の認識を伺います。</p> <p>2 特例への認識について</p> <p>国は、保育の需要に保育の受け皿が不足していることから、当分の間、特例を設けるとしてありますが、「特例」であれば、設定される期間、発動される条件などが明示され、厳格に運用されなければなりません、知事の所見をお伺いいたします。</p> <p>3 小学校教諭免許保有者等の配置について</p> <p>保育士や幼稚園教諭はその専門性をもって就学前段階の教育、または0歳児からの保育にあたっています。しかしながら、保育士の量的確保のみに着目した今回の条例改正、それに伴う規則改正は、保育現場に混乱を起こす懸念があるとともに、保育士や幼稚園教諭の専門性を否定すると指摘せざるを得ない点において、あまりにも拙速であります。</p> <p>保健福祉行政のみで判断すべき問題ではないと考えますが、知事及び教育長の見解を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、医療・福祉施策に関し、まず、今後の少子化対策についてであります。道では、これまで、保育サービスや母子保健医療体制の充実、仕事と家庭の両立支援などに取り組んでまいりましたが、本道の合計特殊出生率は、近年上昇傾向にあるものの、平成27年時点で1.29と、低い水準にあります。</p> <p>少子化は、経済・雇用環境やライフスタイルの変化など、様々な背景が複雑に絡まって生じており、経済や地域社会の活力の低下に直結する深刻な課題であります。</p> <p>このため、道では、今年度、医育大学との協定による地域の分娩体制の確保を図るとともに、新たに、結婚、妊娠・出産、子育て、自立の各ライフ・ステージにおける強化策を一連のパッケージとして打ち出したところであり、市町村との連携のもとで、これらの施策を着実に進め、少子化の流れを変え、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>保育士の配置に関する条例改正についてであります。道では、保育の受け皿確保によって、待機児童の解消を目指している中、保育士の確保が喫緊の課題となっておりますことから、子育て支援員研修の修了者などを活用し、保育の担い手の裾野を広げるこのたびの特例措置は、待機の解消に一定の効果が期待できるものと考えております。</p> <p>一方、保育は、本来、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則でありますことから、道といたしましては、今後とも、保育士の確保や勤務環境の改善に向けた更なる取組などを通じ、待機児童ゼロをめざし、保育を希望する全ての方々が安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。</p> <p>(少子高齢化対策監)</p> <p>保育士配置の特例の運用などについてでございますが、国の通知では、このたびの特例措置は、当分の間の措置であり、実施にあたっては、地域における待機児童の発生状況や保育士不足の状況等を勘案すべきとの留意事項が示されております。</p> <p>道といたしましては、こうした趣旨を踏まえ、今回新たに設ける特例に関する届出を通じ、保育士の勤務環境が改善されることや保育の質が確保されることを確認するとともに、第三期子ども未来づくり北海道計画における保育サービスの利用見込などの進捗状況を見極めながら、待機児童の解消に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(少子高齢化対策監)</p> <p>小学校教諭等の配置についてでございますが、国では、今回の特例措置に関して内閣府、厚労省、文科省の3省庁連名で通知を発出し、専門性の観点から、幼稚園教諭については3歳以上の子ども、小学校教諭については5歳児を中心的に保育することが望ましいとしております。</p> <p>道といたしましては、小学校教諭等の活用の特例について、道教委と直接の協議は行っておりませんが、保育所や幼稚園、学校教育関係者や道教委等が参加する「地方版子ども・子育て</p>

質 問	答 弁
<p>また、この間、知事部局と道教委の間でどう協議したのかを併せて伺いをいたします。</p> <p>4 保育士等の確保について</p> <p>子どもたちのために、なにより求められる取り組みは、保育士や幼稚園教諭の確保であります。有資格者と実際の就労者の大きなギャップは道も認識しているはずであり、保育の受け皿の不足の解消のため、賃金及び労働条件の大幅改善、現場の実態に即した保育士配置基準などの引き上げとそれに対応する財政措置の実施などに向けて、どう取り組むのか知事の所見をお伺いいたします。</p> <p>八 アイヌ政策について</p> <p>次に、アイヌ政策について伺います。</p> <p>先月アイヌ政策推進会議が新法の検討を決めました。これまで北海道が実施してきたアイヌ政策についても再検討し、より利用しやすい制度にすべきと考えるわけであります。</p> <p>進学促進のための高校進学給付金、大学進学貸付金などは利用が多く重要な政策であります。しかし、一旦、アイヌ子弟の方が生活の根拠を道外に移すと支援が受けられません。格差なく全国に住むアイヌの方に道と同じ制度内容で利用が出来る環境を進めるべきであります。</p> <p>また、アイヌ住宅の貸付制度は民間の金融機関等の住宅ローンを借りられない方には大変便利な制度でありますけれども、近年利用が低迷しています。原因は、新築でも貸し付け上限が760万円と少額であるため、住宅ローンを二重に借りなければ、新築は無理だとの声も聞くわけであります。</p> <p>次に、市町村に対する補助事業である地方改善整備事業であります。</p> <p>アイヌの方々が生住する地区の生活環境の改善のため道路や下水排水路の整備を市町村がするものでありますけれども、平成13年度までは国の施設整備事業の補助率2分の1に、北海道が地方改善事業として4分の1上乗せし、市町村は4分の1で実施した事業でありますけれども、しかし、この事業、14年度からは道の負担が廃止されました。そのため市町村負担が2分の1となったため、他の事業が優先され</p>	<p>て会議」において、意見聴取を行い、その場では、「教諭の活用にあたっては、事前の現場研修が必要」といった意見があったところであります。</p> <p>(教育長)</p> <p>小学校教諭等の配置についてであります。今回の措置は、保育の受け皿が不足していることを考慮し、「当分の間」の措置として実施されるものであり、内閣府、厚生労働省、文部科学省の3府省連名の通知では、幼稚園教諭については3歳以上の子ども、小学校教諭等は5歳児を中心に保育することが望ましいこと、また、保育の従事経験がない者には、子育て支援員研修等必要な研修の受講を促すことなどのほか、小学校教諭等は、補助としてのみ従事することができることなどの留意事項が示されていると承知しております。</p> <p>道教委としては、当分の間の措置ではあるものの、特例により小学校教諭等が配置される場合は、保育士等と連携し、その専門性を発揮できる環境で、保育や幼児教育の充実が図られるよう、関係部局と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>保育士の確保についてであります。保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが基本であります。</p> <p>待機児童の解消には、保育の受け皿の計画的な整備とともに、保育に携わる人材の確保が重要と考えるところであり、道といたしましては、職員配置の基準の充実や賃金水準の向上など、保育士等の処遇改善について、国に要請するとともに、保育士資格を取得するための助成や、保育の補助的業務を担う人材を雇用する市町村への補助に加え、今後、福祉人材センターにおける保育士と事業所とのマッチングの充実や、潜在保育士の再就職支援の方策を検討するなどの取り組みを行ってまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>アイヌ政策についてであります。道では、これまで、アイヌの人たちの生活向上に関し、生活実態調査をもとに、総合的に施策を展開してきているところであります。前回の調査においても、依然として格差が存在しておりましたことから、国に対し、施策の一層の充実について提案・要望いたしているところであります。</p> <p>そうした中、先月開催された国のアイヌ政策推進会議では、国において、今後の総合的なアイヌ政策を展開するにあたり、これまでの生活向上関連施策の実施状況について、改めて、評価・検証を行い、現行施策の改善方策を含めて、幅広く政策を検討していくこと、また、その中で法的措置の必要性についても総合的に検討して行くこととされたところであります。</p> <p>道といたしましては、これまで実施してきた事業を含め、国の評価・検証に際し、アイヌの人たちの声が反映されるよう働きかけるとともに、社会的・経済的地位の向上に繋がるよう、引き続き北海道アイヌ協会と連携しながら、文化振興施策の一層の推進や生活改善施策の充実に取り組んでまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>る状況がおきたという声を聞きました。</p> <p>このように、道が実施してきた事業においても問題が生じているものもあるわけであります。よって、事業を見直し、使いやすい制度にすることを検討すべきと考えますが知事の見解を伺います。</p> <p>九 交通政策について</p> <p>(一) J R北海道について</p> <p>1 経営の現状認識と当面の対応について</p> <p>今年3月、待望の新幹線は北海道上陸を果たし、道民に夢と希望を与えました。</p> <p>しかし、その一方で、厳しい経営を余儀なくされているJ R北海道は、在来線に厳しい判断を行い、駅の無人化や廃止、留萌線の留萌・増毛間の廃止決定、災害で休止している日高線の復旧工事は議論すら進まない状況です。</p> <p>赤字を経営安定基金の運用益でまかなうスキームが、低金利政策から赤字をまかなうに至らず、経営は厳しさを加える一方です。</p> <p>今春のダイヤ改正では老朽化した気動車が資金不足で更新出来ないとして、普通列車の運行が15%も削減され、道民の不安と不満が拡大しております。</p> <p>知事は、J R北海道の経営の現状をどう捉え、道民、利用者の不安解消に向けどう取りくもうとするのか所見を伺います。</p> <p>2 三島特例などについて</p> <p>J Rをめぐるのは、国鉄改革以降に実施されている税制特例の見直し時期を迎えることとなります。道内ではJ R北海道とJ R貨物会社が固定資産税等を減免されているわけですが、現在の延長期間は今年度末で期限切れを迎えることになります。</p> <p>この三島特例・承継特例のあり方についての所見と対応を伺います。</p> <p>(二) 地方バス路線に対する補助について</p> <p>国土交通省が、道内の赤字バス路線に対する補助金を削減する見込みが北海道運輸局から示されたことから道も国に緊急要請を行うなど、混乱が生じました。運輸局が国交省の方針を誤解して先走って伝えたとの説明になっているようですが、容易に納得しがたい説明であります。</p> <p>バス事業者や自治体が苦勞を重ねながら維持してきている路線であり、地方出先で実態を熟知していなければならない運輸局の暴走であるならば事態は一層深刻であります。</p> <p>バス事業者は、厳しい経営環境の中で、補助金を受けながら、移動手段を持たない人々の重要な足を維持しています。こうした現状を踏まえて自治体からは、利便性の向上のためにも適用要件の緩和の要望も出されているわけであります。</p> <p>今回の事態を踏まえて、今後の路線バスの維持に向けた道の取り組み姿勢を知事の決意を含めてお伺いをいたします。</p> <p>(三) 空港の民営化について</p> <p>道内空港の民営化に向け、5月に「北海道における空港経</p>	<p>(知事)</p> <p>J R北海道の経営に対する認識などについてであります。J R北海道は、昨年度、4期ぶりの経常赤字となり、また、今年度は175億円の経常損失が見込まれるなど、極めて厳しい経営状況にあり、さらに今後、安全投資や修繕などの費用が増大していく見通しであります。</p> <p>こうした中、道では、これまで国に対して、J Rが進める安全投資などへの支援や、公共交通機関の路線の維持、確保に向けた対策、さらには、税制特例措置の継続などについて、要請を行ってきたところであります。</p> <p>J Rにおいては、今後、鉄道施設の老朽更新などに多額の資金が必要となるなど、経営状況はますます厳しくなるものと考えられますことから、道といたしましては、徹底した管理コストの削減など、J Rの自助努力を前提に、経営再建に向けた支援について国に求めていく必要があると考えているところであり、J Rが公共交通機関としての役割を果たしていくことができるよう取り組んでまいります。</p> <p>(交通企画監)</p> <p>三島特例などについてでございますが、国は、旧国鉄の分割・民営化に際し、J R各社の税負担の軽減や、J R北海道など、いわゆる「三島会社」の経営基盤を確立するため、事業用資産の固定資産税等を10年間軽減する「承継特例」及び「三島特例」を創設し、これまで4回にわたり、期限の延長を行ってきているところでございます。</p> <p>現行の特例措置は、今年度までとなっておりますが、仮に継続措置がないまま期限切れを迎えますと、J R北海道及びJ R貨物にとっては大きな負担増となり、経営への影響が懸念されますことから、道といたしましては、今後、市町村財政への影響も考慮しながら、関係団体と協議をしながら考えてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>路線バスに対する補助についてでございますが、先般、バスの補助金の確保に関し、北海道バス協会から道に対して要請が行われたことを踏まえ、直ちに、道から国に、予算確保について要請を行い、その後、国からは、「予算は、昨年度と同規模を確保した」との回答があったところであります。</p> <p>利用者の減少など厳しい環境のもとで生活交通路線を担うバス事業者の経営の安定は、極めて重要な課題でありますので、道といたしましては、引き続き、国に対し、必要な予算の確保や制度の充実強化を求めるとともに、関係機関、団体と連携を密にして、生活交通路線の維持、確保に向け、最大限努めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>空港運営の民間委託についてでございますが、道では、航空</p>

質 問	答 弁
<p>営改革に関する協議会」が発足し、国・道・関係自治体による協議がスタートしました。</p> <p>本道の航空ネットワークのあり方を議論することは大切ですが、道内での空港民営化の枠組みも見えないまま、「全国的な動きに乗り遅れてならない」と言った焦りばかりが伝わってきます。</p> <p>何より、道のスタンスが見えません。各関係者の調整役なのか、それとも今後の運営に参画していく立場なのか、自らが責任を持つ道管理空港をどう扱っていくのか、今後の協議会等の中で、道は、どのような役割を果たしているのか、知事の所見を伺います。</p> <p>十 飲酒運転の根絶について</p> <p>(一) 道警職員、道職員、教職員による事件について</p> <p>次に、飲酒運転の根絶についてです。</p> <p>われわれ道議会は、昨年11月30日、北海道飲酒運転の根絶に関する条例を制定しました。しかし、残念なことに、いまだその効果が目に見えて現れているとはいえ、飲酒運転に起因する死亡事故も後を絶ちません。</p> <p>それどころか、先日は、警察官による飲酒運転及び当て逃げという最悪の事件が発生し、さらに、道職員や教職員の酒気帯び運転の事例が発覚するなど、条例まで制定して根絶を目指している道民の気持ちを逆なでする言語道断の行為が相次ぎました。飲酒運転の根絶を目指すにあたり、職員の意識改革にどのように取り組んでいくのか、知事、警察本部長、教育長に決意を含めお伺いいたします。</p>	<p>路線の誘致拡大なども含めた民間のノウハウを導入することによって、地域の暮らしや広域的な観光など産業活動を支える道内航空ネットワーク全体の充実・強化やインバウンドが急増する中での新千歳空港の機能強化を基本に国管理4空港と道や市の管理空港の一体的運営をめざすという枠組みで取組を進めていく考えであります。</p> <p>道といたしましては、この取組においては、立地自治体の意向が重要と考えているところであり、国、道、市管理の7空港による協議会を中心に、地域の意向の調整を図りながら、鋭意検討を進めることといたしております。</p> <p>私といたしましては、めざす方向について共通の理解を得ながら、地域の実情や意向などを取りまとめ、北海道発の提案を策定するとともに、その内容が的確に反映された民間委託が実現できるよう、今後とも、道としての役割を果たしてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>飲酒運転の根絶に向けた対応についてであります。道議会の全会派が一致して制定された、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、関係機関や道民の皆様方と共に飲酒運転の根絶に向けて取り組んでいる中、道民の先頭に立って取り組むべき警察官、道職員が、逮捕や検挙される事案が発生したことは、誠に遺憾であり、申し訳なく思っているところでございます。道民の皆様方に心からお詫びを申し上げます。</p> <p>このため、昨日、臨時の会議を開催し、改めて交通法規の遵守を徹底するよう指示したほか、このたびの事案を踏まえ、公表や処分のある方を検討するよう担当部局に指示をいたしましたところであります。</p> <p>道においては、これまで、様々な機会を通じて行ってきた条例の趣旨の周知徹底や注意喚起に加え、今後は、新たな方策として、職員の飲酒運転根絶への意識改革を徹底する取組や交通安全運動への参加による実践行動への取組を充実するためのプランを、飲酒運転根絶の日の7月13日までに策定をし、道職員による飲酒運転の根絶に向けた取組を徹底してまいります。</p> <p>(教育長)</p> <p>次に、飲酒運転の根絶に向けた取組についてでございますが、道教委といたしましては、飲酒運転は絶対に許されない行為として、繰り返し教職員に対して、指導してきたところでございますが、児童生徒に交通安全を指導する立場にある教職員による飲酒運転が依然としてなくなることは、学校教育に対する児童生徒や保護者、地域の信頼を損なうもので、誠に遺憾であり、大変申し訳なく思っております。</p> <p>道教委といたしましては、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」制定の趣旨を踏まえた法令等の遵守について、各学校において、職員会議や校内研修を通して、教職員への指導をより強化することはもとより、教職員自らが組織するマイカークラブの活動を通じて、交通安全に対する意識改革により一層積極的に取り組むとともに、飲酒運転を抑止する観点から公表や処分のあり方を検討するなどして、飲酒運転の根絶に向けた取組を一層強化してまいります。</p> <p>(警察本部長)</p> <p>この度、飲酒運転を取り締まる立場にある警察官が酒気帯び運転で逮捕される事案が発生したことは、道民の皆様</p>

質 問	答 弁
<p>十 飲酒運転の根絶について</p> <p>(二) 根絶への取り組みについて</p> <p>また、来月13日は、条例で定められた飲酒運転根絶の日であり、道は飲酒運転の根絶に取り組むこととされているが、具体的な取り組みが聞こえてきません。夏には様々なイベントが企画され、飲酒を伴う機会が増えますが、この夏、飲酒運転の根絶に向けて、どのように取り組むのか、知事及び警察本部長の所見をお伺いします。</p>	<p>察に対する信頼を著しく損なう極めて深刻な事態であり、誠に申し訳なく思っております。</p> <p>事案の発生を受け、直ちに、全所属長に対し、「非違事案の根絶に向けた厳正な規律保持の徹底について」通達するとともに、私自身、帯広警察署に赴き、朝礼において、署員に対し、真摯な反省を求め、再発防止と信頼回復のための職務遂行を訴えたところであります。</p> <p>また、昨日は、臨時の警察署長会議を開催し、再発防止に向けた取組の徹底について指示したところであります。</p> <p>道警察といたしましては、今回の事案に特有な問題という観点に加え、警察組織の運営に関わる全般的な問題という観点の双方から今回の事案を分析し、若手警察官に対する教養や指導の在り方、職務倫理教養の進め方、平素の職員に対する身上把握・指導監督の方法等を改めて点検し、飲酒運転根絶に向けた職員の意識改革を進めてまいり所存であります。</p> <p>(知事)</p> <p>最後に、飲酒運転根絶に向けたこの夏の取組についてであります。飲酒運転はもとより悲惨な交通事故に直結する重大な違法行為であり、本格的な行楽シーズンを迎え、飲酒の機会も増加する夏場に向けては、道みずからも、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という決意を新たにし、地域社会全体でしっかりと取り組むことが重要と認識をいたします。</p> <p>このため、道では、飲食店経営者等を含めた「飲酒運転根絶推進協議会」を新たに設置するとともに、7月13日の条例で定める「飲酒運転根絶の日」には、全道各地で決起大会等を開催するほか、教育パンフレットやポスター・チラシの作成配布、地域の見廻り隊による飲食店訪問や全道キャラバンの実施などにより、広く道民の皆様方に飲酒運転の根絶を呼びかけることといたしているところであります。</p> <p>道といたしましては、今後一層、道警察や市町村、関係機関・団体、企業と密接な連携を図り、さまざまな啓発活動を展開するとともに、地域の取組を促すなどして、飲酒運転の根絶をはじめ、交通事故のない安全で安心な北海道づくりに取り組んでまいり所存であります。</p> <p>(警察本部長)</p> <p>道内における飲酒運転による交通事故は、5月末現在、69件で、前年に比べプラス8件、プラス13%となっております。</p> <p>特に死亡事故は7件、プラス4件で、昨年1年間の交通死亡事故のうち飲酒運転によるものは全体の約6%でしたが、本年5月末では、死亡事故の実に14%が飲酒運転によるものとなっております、正に危機的状況であります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、道警察では、6月と7月の2か月間を「飲酒運転根絶対策強化期間」に設定し、違反や事故の発生時間・路線等の分析結果に基づく取締りを強化するとともに、札幌市と連携し、飲酒運転根絶を呼びかけるポスターを車内一面に掲示した路面電車の運行や、映画業者と連携して、映画の登場人物に扮した者によるチラシの配布を行うなど、取締りと広報・啓発活動を重点に推進しているところであります。</p> <p>また、7月13日の「飲酒運転根絶の日」に向け、海水浴場周辺における飲酒検問やドライバー等への啓発活動、JR全線や地下鉄等の公共交通機関へのポスター約1,200枚の掲出を計画しているほか、7月中には、チャリティコンサート会場における啓発も計画しているところであります。</p> <p>道警察といたしましては、今後とも、飲酒運転の取締りと広報・啓発活動を強力に推進し、飲酒運転の根絶に向け、諸対策を推進してまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>(三) アルコール健康障害への対策について さらに、条例では、アルコール健康障害の対策と教育についても規定されています。 これについて、どのような対策がとられているのか、知事及び教育長の所見をお伺いいたします。</p> <p>十一 教育課題について (一) 全国学力・学習状況調査について 全国学力・学習状況調査は、今年度も結果の公表が行われることと承知しています。 学力調査については、結果向上のために過去問題に取り組ませる事態が発生し、文科大臣からも問題視するコメントがありました。市町村別の結果公表が、更なる地域間競争をおおることになってしまっているからです。公表のあり方については、中止を含め慎重に検討すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。</p>	<p>(保健福祉部長) アルコール健康障害に関する対策についてでございますが、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」では、飲酒運転の予防及び再発防止のため、アルコール健康障害のある方やそのご家族に対する相談支援のほか、飲酒運転をした者に対し、アルコール健康障害に関する保健指導を受けるよう促すとともに、本人の状況に応じた適正な飲酒指導や医療機関への受診勧奨、ご家族への支援等を行うこととしております。 このため、道では、昨年12月に、保健所等に対しまして、相談支援や保健指導等を実施する上での留意事項を示した対応要領を策定し、通知をしたところでございまして、今後とも、北海道公安委員会など関係機関との連携の下、飲酒運転の再発防止に努めてまいります。</p> <p>(教育長) 飲酒運転の根絶に関わる教育についてでございますが、各学校においては、学習指導要領に基づき、保健体育の授業をはじめ、特別活動などにおいて、飲酒による、思考力・自制力の低下や依存症、さらには、飲酒運転の危険性など、飲酒が心身の健康や社会に及ぼす影響について、発達の段階に応じた指導が行われているところでございます。 また、道教委では、学校における指導の充実に向け、飲酒などを取り上げた指導資料の授業での効果的な活用を促すとともに、学校関係者や保護者、地域住民などを対象とした学校安全教室や学校安全推進会議を各管内で開催をし、飲酒運転の根絶など交通法規の遵守について理解の促進を図っているところでございます。 今後におきましては、こうした取組に加え、アルコールによる健康障害や飲酒運転の危険性について児童生徒の理解がより一層深まるよう、各種研修会の充実や、学校安全教室等における条例の趣旨の徹底などに取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(教育長) 全国学力・学習状況調査の結果の公表についてでございますが、本道の子どもの学力向上を図るためには、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対し、調査結果を踏まえた的確な情報提供を行い、学力向上に向けた認識を共有し、関係者が一体となって取り組むことが重要であると考えております。 このため道教委では、国の実施要領に示されている、公表する内容や方法等は、教育上の効果や個人が特定されることの影響等を考慮すること、また、調査により測定できるのは、学力の特定の一部であることや、学校の教育活動の側面であることなどを明示することなどの配慮すべき事項を踏まえ、市町村ごとの特色や取組状況などを明らかにした公表を行うこととし、市町村教育委員会に対しましても、こうした考え方を丁寧に説明し、同意を得られた市町村について公表を行ってきているところであり、公表内容につきましても、学校教育関係者の意見を聞くなどして毎年度、改善に努めてきたところでございます。 道教委といたしましては、今後も、市町村教育委員会と意見交換を行うなど密接に連携を図りながら、調査結果の公表を通じて、本道の学力向上に向けた取組の一層の充実に努めてまいります。</p>